○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡塙町大字東河内字庚申塚七一の五、大字木野反字赤坂五六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県大沼郡金山町大字大栗山字白岩二四六一の一から二四六一の一まで、二五三六、二五七八、二五八一、二六〇九、二六二三、字下居平二四六〇、二四七三の七、二五五〇の五から二五五〇の一〇まで、大字小栗山字腰巻二二一七の一、二二三〇の一、二二三〇の二、大字中川字前林三八五の五（国有林）、三八五の二、三八五の三、字上野原二二八の七（国有林）、二二八の五、大字玉梨字大妻二一三四の六七、大字大志字古屋敷一四四九、一四五六から一四五八まで、一四五八のイ、一四五九の一、一四五九のロ、大字川口字下岩下一四〇一の一、一四二六の一、字蛇沢一五七二、一五七三の一、一五七三の四、一五七四、一五七五、字金洗道上一五四三の一、一五四三の二、一五四四、一五四五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡県北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北九州市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県横手市大森町八沢木字真山二三の一一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県能代市二ツ井町田代字堂ノ下五四の五、五四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ノ下五四の六（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県大館市比内町大葛字小栩沢二一、二六、三〇の一、三三、三五の一、三五の三、三七の二、四〇、四一、四三から四五まで、四七の一、四七の二、四九、五一から五三まで、五五、五六、五七の三、六四の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県能代市二ツ井町加護山字加護山一、二、一六、二八、五七、七八、八三の一、八三の五、八四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字加護山一六・八三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。